

令和7年度事業計画

1 基本理念及び行動指針

(1) 基本理念

当センターは、昭和47年（1972年）に「財団法人長野県建築安全協会」として設立し、主として建築確認検査事業始め様々な業務を通じて、地域の建築住宅産業の発展に貢献してまいりました。

このような中、今年4月に「改正省エネ関連法」（以下「改正法」という。）が施行され、全ての新築建物において省エネ適合判定が義務化されるなど、建築確認制度は大きく変わることとなります。

改正法の施行により、競合他社とのシェア争いは一層激化すると思われます。この状況を踏まえ、センター利用者の利便性の向上を図るため、確認申請ほかの手続きについても電子申請等のデジタル化を一層推進してまいります。

また、現下の物価高や技術者不足の状況を踏まえ、業務体制についても必要な見直しを行い効率的な業務執行に努めてまいります。

今後とも県内を業務区域とする第三者機関として、地域に根差したワンストップサービスにより、安心・安全な建築物の確保と良質な住まいづくりを支援し、地域社会の発展に寄与するとともに、県民の皆様に信頼され、「利用され続ける建築住宅センター」を目指してまいります。

(2) 行動指針

基本理念を達成するため、特に、次に留意し事業を遂行します。

① コンプライアンスの徹底

関係法令を遵守するとともに、常に危機管理意識を持ち、社会的な責任を果たします。

② 公正・適確な業務執行

公益的使命を自覚し、業務執行に当たっては公正・中立な立場で適確に行います。

③ 親切・丁寧な対応

顧客のニーズを的確に把握し、業務に当たっては、親切・丁寧な対応を心がけるとともに、顧客の立場に立った適切なサービスの提供に努めます。

④ 自立精神の確保

効率的な業務の実施、長期的な視点に立った業務展開などにより、健全で自立的な経営の確保に努めます。

⑤ 関係官庁・関係団体との協調

指定権者である長野県や長野市などの特定行政庁との連携を推進するとともに、建築関係団体との協調を図ります。

(3) 事業活動の柱

① 安心・安全な建築物の確保

② 良質な住まいづくりを支援

③ 社会への貢献

2 事業計画

(1) 建築物等の確認・検査事業

令和2年10月から県下全域を業務区域とし、確認・検査業務を実施しています。

○ 建築確認・検査件数 (単位：件)

区 分	6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
建 築 確 認	5,500(5,100)	5,100
検査(中間・仮使用・完了)	4,700(4,800)	4,800

注) 建築確認は計画変更を含む。

(2) 構造計算適合性判定事業

「適合判定室」において構造計算適合性判定業務を実施します。

○ 適合判定件数 [棟数] (単位：件)

区 分	6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
適 合 判 定	18[18] (20[20])	20[20]

(3) 住宅保証機構(株)等との委託事業(住宅瑕疵担保責任保険事業)

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、国から保険法人として指定を受けている住宅保証機構(株)と委託契約を締結し、住宅瑕疵担保責任保険等事業を実施します。

○ 保険取扱件数 (単位：件)

区 分	6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
住宅瑕疵担保保険申込	430(410)	390
保険法人検査※	0(0)	0

※「すまい給付金」に対応した住宅瑕疵担保保険検査と同等の検査

(4) 住宅金融支援機構の適合証明事業(フラット35)

民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫、以下「支援機構」という。)が行う証券化事業(適合証明業務)を、支援機構と協定を締結し、新築住宅に係る設計審査及び現場審査を実施します。

○ 適合証明件数 (単位：件)

区 分	6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
受 付 件 数	50(50)	45

(5) 住宅の性能評価等に係る事業

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、次の業務を実施します。

また、令和7年4月から原則全ての建築物に対し省エネ法が適用され、一定規模以上の建築物は省エネ適合性判定が必要になります。

- ① 長期使用構造等確認業務
- ② 住宅性能評価業務（設計及び建設）
- ③ 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明業務
- ④ 低炭素建築物新築計画等に係る技術的審査業務
- ⑤ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る業務

○ 受付件数 (単位：件)

区 分		6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
① 長期使用構造等 (リフォーム共)		175 (150)	190
② 住宅性能評価 (設計評価・建設評価(既存))		3 (1)	3
③ 住宅性能証明		3 (10)	3
④ 低炭素建築物		5 (5)	5
⑤ 建築物 省エネ法	適合性判定※	60 (35)	240
	技術的審査	12 (20)	10
	性能表示審査 (BELS)	140 (80)	100

※軽微変更含む

(6) 特定建築物等の安全対策の推進事業（定期報告支援）

特定建築物や昇降機等の定期調査・検査を行い、特定行政庁に報告した施設について、施設所有者やメーカー等の求めに応じ、報告済証の発行を実施します。

また、長野県より昇降機定期報告について、受付業務委託を受託しています。

○ 特定建築物等の報告済証発行件数 (単位：件)

区 分	6年度決算見込 () は当初計画	7年度当初計画
報告済証発行	8,700 (8,800)	8,700

(1) 確認検査事業の適格な業務実施とシェアの拡大

改正法の施行により建築確認制度は大きく変わりますが、今後とも公正かつ適格に業務を進めてまいります。また、都市計画区域外の対象建築物の拡大や特例制度の縮小を踏まえ、引き続き県下全域における過半のシェアを確保するとともに、一層のシェア拡大に努めてまいります。

(令和6年4月～12月のシェア センター52%、その他機関 30%、行政 18%)

(2) 電子化等デジタル化の推進

サービス向上の観点から各種手続きの電子化は不可欠な状況にあり、建築確認に係る「オンライン利用率引き上げ基本計画」(R3年～R7年)により次期計画を作成し電子化の推進を図ってまいります。

また、その他の業務についても、職員のスキルアップを図るとともに、出来るだけ早期に電子化を進めてまいります。

(3) 営業活動等の推進・サービスの向上

電子申請の利用状況を踏まえ、引続き、定期的・継続的な営業活動を行い、改正法の施行を踏まえ、特に行政庁を利用している事業者を対象に重点的な営業活動と新規顧客の獲得に努めてまいります。また、窓口等における接遇の改善、申請書の適確・スピーディな処理等により、サービスの質の向上を推進します。

(4) その他

① 確認検査員の確保と若手職員の育成

確認検査員の確保については、行政職員の定年延長による昨今の採用状況を踏まえ、技術者不足の状況ではありますが、今後はプロパー職員の積極的な採用に努めてまいります。また、昨年創設された建築基準適合判定資格者に係る受験資格の見直しを踏まえ、当センター若手職員等の育成に努めてまいります。

② 効率的な業務の執行と事務・管理経費の削減

限られた職員の状況を踏まえ、可能な限り適正配置に努めるとともに、在宅職員を効率的に活用し事務所間の業務の平準化を図ってまいります。また、事務事業の見直しを継続的に行い、費用対効果の観点から経費の削減に努めてまいります。

③ 人事制度等の見直し

職員の高年齢化の状況を踏まえ多様な働き方など、人事制度の見直しを検討するとともに、業務に取り組む姿勢や、より成果を重視する評価制度について検討してまいります。